

# 国際税務ニュースレター

2009年8月号

## 今回のテーマ: 日米相続税の違い

昨今では、ヒト・モノ・カネの国際化が進み、海外在留邦人総数は、平成 19 年 10 月 1 日現在で、米国の 37 万人を筆頭に 100 万人を超えたとされています（外務省領事局政策課「海外在留邦人数統計」より）。今回は、邦人の最大の移住先である米国と日本の相続税制の基本的な相違を採り上げ、その相違がもたらす遺産に対する国際的二重課税問題とその解消策について解説します。

### 1 課税対象

日本：相続財産の取得者（相続人）に対して課税が行われます。

米国：被相続人の遺産額は自動的に遺産財団を構成し、この遺産財団に対して遺産税を課する遺産課税方式が採用されています。相続開始によって被相続人の遺産の清算が行われ、遺産税納付後の遺産財団の残余財産が、遺言執行人によって相続人に分配されます。

### 2 納税義務者

日本：日本に住所があるか又は住所は無いが日本国籍を有しており、かつ、相続開始前 5 年以内に国内に住所を有していた者は、無制限納税義務者として国内外すべての財産が課税対象となり、それ以外の者は制限納税義務者として日本国内に所在する財産のみが課税対象となります。

米国：米国市民又は米国居住者は、財産所在地に関わらず、すべての財産が課税対象となり、非居住外国人は、米国内に所在する財産のみが課税対象となります。

（次ページへ）

### 3 日米で二重課税が生ずる理由

死亡した被相続人が米国居住者で、相続人が日本居住者の場合、米国では被相続人が残した財産が課税対象とされ、日本においては、同一の財産に対して相続人に相続税が課税されます。このように、両国の基本的な課税制度が異なる場合に国際的二重課税が生じます。

### 4 二重課税の排除と日米相続税条約

相続によって外国にある財産を取得した場合に、その財産に対して外国の法令によって日本の相続税に相当する税を課された場合には、その財産についての国際的二重課税を排除するため、外国で課された相続税相当額を、日本の相続税額から控除することができます（在外財産に対する相続税額の控除（外国税額控除）：相続税法 20 の 2）。

しかし、ある財産が、日米いずれの国の税法においても国内財産として課税の対象とされた場合、両国それぞれの外国税額控除制度によって二重課税を排除することはできません。外国税額控除は、在外財産に対して外国で課された税が対象だからです。そこで日米相続税条約では、ある財産を、外国税額控除の適用上、いずれの国の財産として取り扱うかが合意されています（第三条：財産の所在地）。

#### **お見逃しなく！**

ブッシュ政権下の 2001 年に、時限立法による遺産税廃止法案が可決成立し、2010 年には遺産税は廃止されることになりました。廃止法により、遺産税は 2009 年までに段階的に減額され、2010 年に一時停止されます。時限立法の性質上、今後オバマ政権下の米国議会が、廃止法を恒久化する立法措置を講じない限り、2011 年には 2001 年当時の遺産税が復活します。遺産税廃止の理由は、所得税との二重課税を排除するためとされていますが、納税者側のタックス・プランニングにより税収が伸びないことが理由ではないかと憶測するむきもあります。

**お問い合わせ先：税理士法人わかば**

**TEL：042-729-6440 FAX：042-729-6991**

**Mail：[info@wakaba-tax.com](mailto:info@wakaba-tax.com)**

**情報提供：太陽ASGグループ（グラント・ソントン 加盟事務所）**